

## 平成26年9月19日（金曜日）決算特別委員会

## ○出席委員（15名）

2番	阿部清	委員	3番	遠藤智与子	委員
4番	後藤健一郎	委員	5番	太田芳彦	委員
6番	國井輝明	委員	7番	沖津一博	委員
10番	辻登代子	委員	11番	荒木春吉	委員
12番	新宮征一	委員	13番	佐藤良一	委員
14番	内藤明	委員	15番	高橋勝文	委員
16番	川越孝男	委員	17番	那須稔	委員
18番	木村寿太郎	委員			

## ○欠席委員（1名）

9番 杉沼孝司 委員

## ○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長	月光龍弘	政策推進課長
宮川徹	財政課長	松田幸彦	税務課長
小林友子	市民生活課長	芳賀弘明	建設管理課長
森谷孝義	下水道課長	犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局 局長
秋場礼子	商工振興課長	原田真司	さくらんぼ 観光課長
菅野英行	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長	阿部誠	水道事業所長
安孫子和広	病院事務長	荒木利見	教育長
山田健二	学校教育課長	荒木信行	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	工藤吉雄	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局 局長		

## ○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局 局長	佐藤肇	局長 補佐
山田良一	総務 主査	渡邊拓也	総務 係長

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会  
平成26年9月19日(金) 予算特別委員会終了後開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成25年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 認第11号 平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 12 分科会審査の経過並びに結果報告  
(1) 総務文教分科会委員長報告  
(2) 厚生分科会委員長報告  
(3) 建設経済分科会委員長報告
- 〃 13 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

再 開 午前9時55分

- 辻 登代子委員長 ただいまから決算特別委員会を再開いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## 議 案 上 程

- 辻 登代子委員長 日程第1、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第11、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてまでの11案件を一括議題といたします。

### 分科会審査の経過並びに結果報告

- 辻 登代子委員長 日程第12、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務文教分科会委員長報告

- 辻 登代子委員長 最初に、総務文教分科会委員長報告を求めます。沖津総務文教分科会委員長。  
〔沖津一博総務文教分科会委員長 登壇〕  
○沖津一博総務文教分科会委員長 総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月12日、委員3名出席し、開会いたしました。

分担されました案件は、認第1号中、歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第10款、歳出第12款、歳出第13款及び認第9号であります。審査に入る前に、審査の進行について、認第1号中歳出第9款の審査終了後に歳出第12款及び歳出第13款並びに認第9号の審査を行い、その後に認第1号中歳出第10款の審査を行うこととお諮りし、異議なくそのようにすることに決定しました。

また、付託案件の説明の省略を諮り、異議なく省略することに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「財政力指数についてなかなか改善していないことについてどのように考えているか」との問いがあり、当局より「平成25年度の財政力指数は過去3年の平均となっております。0.520ということで平成26年は0.491でありますので少し改善しています」。すみません。「0.502ということで、平成24年は0.491でありますので少し改善しています。財政力指数の数値が大きければ大きいほど財政力が強いと言われておりますが、なかなか改善しない理由は精査しないとはっきりしません。長期財政計画等でも財政力指数を少しずつ上げていく努力をしています。将来的には0.54くらいまで上げていく目標にしています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、第1款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第2款の一部を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「監査委員費の旅費の内容について」の問いがあり、当局より「東北都市監査委員会定期総会ということで、福島県郡山市で開催されたものに参加しております。あと、西村山地区監査委員会合同研修会ということで、新潟県三条市に視察研修に行っております。監査委員定例監査等の費用弁償ということで、議選監査委員の費用弁償となっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第9款を議題とし、質疑に入りましたが、申しあげる質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第12款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第13款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第1号中歳出第10款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「中学校給食費の納入率と未納者への対応について」の問いがあり、当局より「中学校の給食費については、平成25年度は全体で収納率は99.13%です。これは今年度分と繰越分を含んでおります。給食費の消滅時効は2年となっておりますが、毎年1回督促状を送ってその都度時効を中断しておりますので、時効にかかわるものではありません。対応としては児童手当からの徴収、納付意向はある意思を表示している保護者には誓約書を書いていただいていたください。また、学校と連携をとりながら保護者と接する機会に徴収をお願いし、それにあわせて学校教育課からの電話などで依頼などをして、とにかく回収率を上げる対応をしております」との答弁がありました。

委員より「公民館事業の補助金及び交付金ですが対象となったものは」との問いがあり、当局より「新町公民館のトイレ改修増築工事、元町公民館の駐車場舗装工事、平塩公民館の耐震補強、設計業務に対して補助を交付しました」との答弁がありました。

委員より「屋内多目的運動場の利用状況について」の問いがあり、当局より「おかげさまで順調に推移しております。1月から3月までに約9,200名が利用しています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、可否同数により委員長採決により原案を了とすべきものと決しました。

以上で、総務文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生分科会委員長報告

○辻 登代子委員長 次に、厚生分科会委員長報告を求めます。阿部厚生分科会委員長。

〔阿部 清厚生分科会委員長 登壇〕

○阿部 清厚生分科会委員長 厚生分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は9月11日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、認第5号、認第6号、認第7号、認第8号、認第10号であります。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「149ページ、8節の報償費について139万円の予算に対して89万5,000円の執行ですが、不用額の49万5,000円について伺いたい」との問いがあり、当局より「この不用額については、結婚支援対策事業費の報償費です。婚活……」。申しわけありません。「不用額49万4,000円について伺いたい」との問いがあり、当局より「この不用額については結婚支援対策事業費の報償費です。婚活コーディネーターの報償金を当初5件見込んでおりましたが、3件の支給だったため2件分の残とコーディネーターの研修として講師を招いて研修会などを開催しておりますが、その講師謝礼が安く済んだため不用額となったものです」との答弁がありました。

委員より「151ページ、消費者行政推進事業について相談件数は前年と比べてどうなっているか、消費生活センターを設置することによってどんな効果があったのか。また県の消費センターとの連携をどうされているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「年々難しい内容の相談の件数がふえています。相談に来られた方には的確な方向性を示していると思います。消費生活センターというもののそれ以外のさまざまな相談が多くあり、関係各課と連携しながら対応しているところです。また、県の消費センターとの連携については、こちらのほうで不明な点などについては県のセンターと連携をとりながら対応しています」との答弁がありました。

委員より「151ページ、市民生活安全対策事業緊急雇用について市内8カ所にサポーターを配置しているが、場所と今後の配置対応の見通しを伺いたい」との問いがあり、当局より「サポーターの配置ですが、国道287号線と市道木ノ沢金谷1号線交差点、県道天童寒河江線と市道木ノ沢金谷1号線の交差点、中島屋本店交差点、県道元町高屋線と市道裏小路高屋線交差点、南寒河江駅東側県道皿沼河北線の交差点、日田八鍬線とほなみ団地西根線交差点、南町佐藤薬局前十字路、お〜ばん前変形丁字路に配置をしております。また、今後の配置につきましては、緊急雇用は平成25年度で終了しましたが、今年度は市の単費で配置をしております、今後も子供たちの安全のために配置をしていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申しあげます。

委員より「167ページ、地域福祉活動推進事業について、福祉計画と活動計画は一体となって運用しているが進行管理はどうされているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「地域福祉計画は市で作成し、それを受けた実行計画を社会福祉協議会がつくり行っておりますが、一番のメインは地域の見守りです。現在は地域の協議会などをつくりまして、地域福祉推進員と町会長と民生委員が一緒になって全体の取り組みの中で具体的に地域見守り活動をしていく方向で進めています」

との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「187ページ、乳幼児健康健診事業、母子保健指導事業について、赤ちゃんの健診にこない、また母子保健指導において自宅に伺っても会えない赤ちゃんはいるのか伺いたい」との問いがあり、当局より「現在確認できない赤ちゃんはおりません」との答弁がありました。

委員より「185ページ、生活改善事業について食生活改善推進員になっている人はどんな人なのか、養成はどうしているのか」との問いがあり、当局より「推進員になるためには研修を受けていただき推進員になりますが、研修を受けた方が全員推進協議会に入るわけではありません」との答弁がありました。

委員より「193ページ、がん検診推進事業について対象になる方にクーポン券を発行して受診を促しているが、2割から3割の受診率になっている状況です。これをどのように捉えているのか」との問いがあり、当局より「平成21年から行っている事業ですが、30%と低い受診率ということもあり、もう少し伸ばさなければいけないというところがあります。他の検診で受診できている対象者の方も入っておられますが、受診勧奨を2度、3度しているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「341ページ、運営協議会運営費について運営協議会の会議録をインターネットで公開しているのか伺いたい。また、公開していないとすれば公開するのは難しいのか」との問いがあり、当局より「公開はしておりません。今は何も決まっていない状態なので、公表していかどうかそれぞれ協議会に諮らなないとだめだと思います」との答弁がありました。

委員より「1泊ドックは普通の成人病センターで行われているものと同じような種類の検診を行うのか」との問いがあり、当局より「成人病センターで行い、男性は肺がん検診と前立腺がん検診を含み、女性は肺がん検診と婦人科検診を含みます」との答弁がありました。

委員より「国保納税について滞納額が年々増えているが、短期証と資格証の発行状況と国保滞納措置審査委員会での状況を伺いたい」との問いがあり、当局より「資格証の発行枚数は25年度103名、26年度127名で、短期証は25年度246名、26年度197名です。福祉医療該当者の方には家族を含めて短期証は交付しないとしてきたんですけれども、25年度からは本人には発行しませんが、家族には普通どおり発行するとしましたので、25年度は短期証が非常にふえております。また、短期証、資格証の決定する段階で、できるだけ滞納者と連絡をとり状況を聞いておりますが、連絡をしてもなかなか来ていただけない方もおります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局からの説明を求め、質疑に入りましたが、報告する質疑もなく採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

委員より「不納欠損の中身、主な内訳を伺いたい」との問いがあり、当局より「不納欠損197万7,800円の内訳ですが、22年度分3万9,510円、23年度分193万8,290円で、介護保険の場合は全て2年の時効になります」との答弁がありました。

委員より「時効になった人数は」との問いがあり、当局より「被保険者数85人で410件となります」との答弁がありました。

委員より「サービス料が上がっているということだが、前年と比べて今回はどういう形で増加したのか。また、計画の中ではサービス料については定数という形で盛り込まれていないが、定数が定まっていないことにより予算が伸びていくことになるので、このことについて考え方をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「サービス量がふえたのは、昨年度施設は56事業所でしたが、デイサービスを中心に68事業所までふえています。事業所がふえますと当然サービスがふえることになります。また、次の事業計画をつくる際にはきちっとした数値で、なおかつ団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え県と協議しながら内容を検討していくことになります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「介護認定審査会は1回の審査会で平均25件ぐらいを行っているようだが、数が多くて1回の審査会で全部判定できなかったという部分については、申請された件数を案分するなどして改善できるのではないか」との問いがあり、当局より「確かに多いときと少ないときがあります。案件が少なく、年一、二回ですが、中止になるときもあります。可能であれば対応していきたいと思っております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

委員より「25年1月から療養病床がスタートしています。療養病床利用率について他の病院から紹介された患者さんの数、またその評価についてお聞きしたい」との問いがあり、当局より「25年度の療養病床の延べ入院患者数は7,915名であり、病床利用率は70%でした。他病院からの紹介患者数は25年1月1日から12月31日までの統計で18名です。また、評価については入院患者数が減少している中、療養病床の導入によって減少傾向に歯どめがかかったのではないかと評価しています」との答弁がありました。

委員より「休日夜間診療所の設置について、現在どういう状況になっているのか伺いたい」との問いがあり、当局より「寒河江市の現状として、山形市休日夜間診療所などの視察を行いながら情報を収集し、医師会へ要望を行っています。しかし、いろいろな可能性のある中で小児科の先生がいないと意味がないという意見が多い状況です。また、夜間診療は県立河北病院で行っております

が、当直医と医師会から1名の2名体制でシフトを組みながら取り組んでいる状況であり、新たに従事する医師の確保の問題もあることから、寒河江市で休日夜間診療所を設置するのは難しい状況です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

以上で、厚生分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 建設経済分科会委員長報告

○辻 登代子委員長 次に、建設経済分科会委員長報告を求めます。太田建設経済分科会副委員長。

〔太田芳彦建設経済分科会副委員長 登壇〕

○太田芳彦建設経済分科会副委員長 建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月11日、委員4名出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第11款、認第2号、認第3号、認第4号及び認第11号であります。審査の都合上、第5款の審査終了後に、第7款の審査を行い、その後第6款、第11款第1項、第8款、第11款第2項の審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についての歳出第5款を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第7款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「山形貿易情報センター負担金とあるが、これはどのような情報がとられるのか」との問いがあり、当局より「ジェットロと申しまして、我が国の貿易の振興に関する事業を実施することと、アジア地域等の経済及び諸事情について調査研究並びに成果普及を行い、地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的としている団体です」との答弁がありました。

委員より「中心市街地商店街活性化支援事業の空き店舗対策支援事業支援事業補助金はどのような使い道となったか」との問いがあり、当局より「25年度中に対象になりましたのは2件ございました。駅前の麵茶屋薫風と居酒屋幸生です。空き店舗を利用して開業しましたので、その家賃分ということで2分の1を補助しているところです」との答弁がありました。

委員より「ゆめタネ@さがえの推進事業で実行委員会に2,500万円、緊急雇用に2,595万6,000円となっているが、これをトータルしたのが実質的な経費と捉えてよろしいのか」との問いがあり、当局より「この2つに市が直営で行った工事請負費と業務委託料を合計したものが経費です」との答弁がありました。

委員より「チェリークア・パークののり面の購入費が1,000万円となっているが、これについてはのり面をまず市で買って、その後国土交通省に買ってもらうような話があったが、その後の話し合いの経過はどのようになっているのか」との問いがありました。当局より「これまでもののり面の部分の購入については、国土交通省の山形河川国道事務所と打ち合わせ、協議を行っておりますが、



のり面だけの購入という要望はなかなか受け入れられないということがあって、昨年25年の4月に山形河川国道事務所の所長に水辺プラザ全体を含む整備の要望書を提出したところであり、国としては、のり面だけの購入はなかなか厳しいとの御意見をいただいたところですので」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第6款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「農業委員欠員1ということですが、補欠でというのはないのでしょうか」との問いがあり、当局より「地方自治法の中で、市議会と同じようにこれを準用することになっておりますので、一定の割合以上の欠員が出ますと補欠選挙が行われるわけですが、このたびはその割合に達していないために補欠選挙が行われませんでした」との答弁がありました。

委員より「中山間地域直接支払交付金6カ所とありますが、わかる範囲で金額を教えてください」との問いがあり、当局より「端数を省略し1,000円単位で申し上げますと、谷沢集落96万5,000円、上谷沢集落26万円、上野集落33万円、幸生集落764万5,000円、田代集落638万4,000円、熊野石田集落11万3,000円です」との答弁がありました。

委員より「農林水産業創意工夫プロジェクト支援事業費補助金ということでミートランドという説明でしたが、これはどういった事業をなされたのか」との問いがあり、当局より「この件につきましては、山形県産和牛100%使用の生食用商品導入による県産和牛ブランド向上プロジェクトという事業名で行っております。県産和牛の使用量をふやしてなおかつそれによって雇用の創出も図るということです」との答弁がありました。

委員より「負担金補助金及び交付金が不用額で処理されているがどういう理由なのか」との問いがあり……。

失礼しました。先ほどの中山間地域支払交付金ですけれども、1カ所読み違えておりました。熊野（クマノ）と申しあげましたけれども、熊野（ユウノ）石田集落11万3,000円です。以上です。

次に、委員より「負担金補助金及び交付金が不用額で処理されているがどういう理由なのか」との問いがあり、当局より「補助事業については予定していたものが途中で取りやめになったとか入札の際差額が出たために不用額が出てきたためです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第1項を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第8款を議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「除雪事業の総合窓口ですが2年目の実績はどうでしたか」との問いがあり、当局より「女性の方を採用していますが、苦情の電話が多いものですから、スムーズにお答えさせていただいてよかったですと思っています」との答弁がありました。

委員より「沼川排水機場操作員賃金とありますが、採用するに当たって資格とかは要るんですか」との問いがあり、当局から「以前から2名の方をお願いしていますが、特に資格とかはなかったと思います」との答弁がありました。

委員より「山岸町米沢線の補助事業の17節と22節で繰越明許されていますが、現時点でその後の経過はどうか」との問いがあり、当局より「用地契約については全て終了しています。ただ、スーパーとか商業施設関係で借りていらっしゃる店舗が済んでいませんが工事も発注しておりますので、順調にきていると思います」との答弁がありました

委員より「柴橋日田線について2軒が立ち退きになっていないようだが進展ぐあいは」との問いがあり、当局より「1軒の方についてはお父さんが亡くなった関係で相続手続が済み次第契約できるのかなと思っています。もう一方につきましても複数の方が残っているのと1人だけでは違うと思いますので、何とか進めたいと思っています」との答弁がありました。

委員より「グラウンドワーク推進事業での3色の花の里景観形成事業負担金50万円とあるが、本当に必要なのか。感覚的にどう捉えているのか」との問いがあり、当局より「当初の目的は達成されたのかなということで、できれば今年度で終了したいということで話をしているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、歳出第11款第2項を議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「下水道使用料の不納欠損額285万9,816円の件数は何件で25年分ということでしょうか」との問いがあり、当局より「122件で平成17年から平成20年までのトータルです」との答弁がありました。

委員より「下水道使用料の不納欠損額が非常に多いという気がする。滞納者への対応はどのようになされているのか」との問いがあり、当局より「督促状や訪問による催促などの手だてをしています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案を了とすべきものと決しました。

次に、認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「借入資本金の関係で前に借り入れた企業債の利率は高いと感じる。余剰金などあれば少し返したほうがよいのではと思うが規定などがあってダメなのか」との問いがあり、当局より「そのとおりでありまして、寒河江市では平成19年に5%以上の部分については全部繰り上げ償還しております。5%までの分については返せない現状にあるわけですが、市長会等の要望として要

望申しあげているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって、原案を了とすべきものと決しました。

以上で、建設経済分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑・討論・採決

○辻 登代子委員長 日程第13、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、建設経済分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。佐藤委員。

○佐藤良一委員 建設委員長にお伺いいたします。

昨年の村山広水の濁り対策に対して御意見なかったんですか。

○辻 登代子委員長 太田副委員長。

○太田芳彦建設経済分科会副委員長 ありませんでした。

○辻 登代子委員長 ほかに。佐藤委員。

○佐藤良一委員 何せ、村山広水6市6町で水を給水を受けているわけでありまして。各自治体でもやはり断水という大きな問題があったわけです。やはり、これからの対策など考えなきゃならないと私なりに思うんでありますけれども、市当局では、委員会では審議にならなかったのだとすれば市当局でどのように水道事業を考えているのかであります。

○辻 登代子委員長 佐藤委員。委員長報告に対する質疑ですので、よろしくお伺いいたします。佐藤委員。

○佐藤良一委員 やはり、いろんな問題、水の問題は県でも問題になっている、各自治体でも議会が開かれたのは決算委員会も行われておりますので、我が寒河江市でも大いに検討すべきではなかったかと思っている次第でございます。

○辻 登代子委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は初めに認第1号、認第5号、認第6号及び認第7号を除く、認第2号平成25年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成25年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号平成25年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成25年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成25年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出

決算の認定について、認第10号平成25年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第11号平成25年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第2号、認第3号、認第4号、認第8号、認第9号、認第10号及び認第11号の7案件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第1号平成25年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告はいずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第5号平成25年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号平成25年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長の報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第7号平成25年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立または挙手により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時43分

○辻 登代子委員長 以上をもって決算特別委員会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するために署名する。

決算特別委員会委員長 辻 登代子